

埼玉県営公園指定管理者募集要項に関する質問に対する回答

項番	対象公園	質問項目	質問内容	回答
1	共通	指定管理者制度におけるスライド制度について	対象経費の考え方として、人件費「指定管理者が県の指定管理施設において直接雇用する従業員に係る労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金」との規定があります。これまでは人件費に本社勤務の担当者の人件費も計上していましたが、スライド制度の対象となる「指定管理施設において直接雇用する従業員」には該当しますか？該当しない場合、本社担当者の人件費は様式7-9-2では人件費以外の科目で計上した方がよろしいでしょうか？	・本社勤務の職員について、当該公園の指定管理業務のみを行っている場合はスライド制度の対象となります。他方、一部のみに関わっている場合は、スライド制度の対象外となります。 ・様式7-9-2における人件費の計上方法について、注釈で管理執行体制（様式7-7-2）と整合を図り、適正な公園管理業務を実施するのに必要となるすべての人員の費用を見積ることとしています。様式7-7-2では、本社勤務の職員で、当該公園の指定管理業務の一部に関わっている職員も含まれることから、様式7-9-2の人件費にも含めて計上してください。 ・以上から、様式7-9-2の人件費には、当該公園の指定管理業務に一部でも関わっている本社職員の経費も含まれますが、スライド制度対象経費計算書では除外となります。
2	共通	募集要項 P3	(4)管理運営に要する経費 イ指定管理業務に係る指定管理料において、指定管理料の具体的な額は協議の上、協定で定めるとあるが、提案時の委託料が後から県の都合で減額されることがあるのか。	提案時の委託料が基本となりますが、主に以下の規定があることを御承知おください。 ・募集要項 p25の県営公園の管理に関する基本協定書(案)の第3条のとおり、毎年度県の予算の範囲内において別に締結する年度協定に基づき、指定管理業務に対する委託料を、指定管理者に支払うものとする規定 ・同基本協定書(案)の第38条のとおり、指定管理者が指定を取り消されたとき、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合の委託料の返還 ・指定管理業務仕様書(案)Ⅲ2（3）カのとおり、指定管理期間中の料金変更について、変更後複数年にわたり大幅な黒字決算となった場合には、委託料の変更も検討する ・指定管理者と県の責任分担(案)の表の欄外2番目の※のとおり、委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には協議事項とする
3	共通	募集要項 P3	(4)管理運営に要する経費 ウ)スライド制度の適用 「指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き」において、指定管理者の支出形態により費目等が異なることから、実情に応じて適切に分類するとある。(様式1)計算書の費目は実態に即して変更することは可能か。	対象経費と対象外経費については、一般的な分類を手引きには記載しているものとなります。実情として労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金及び当該賃金を基礎とする社会保険料等、賃金に係る適当な経費であるのであれば、実情に応じて記載をお願いします。
4	共通	募集要項 P3	(4)管理運営に要する経費ウ)スライド制度の適用において、スライド制度の対象となる人件費は将来の変動を織り込まずに積算するとあるが、①最低賃金の上昇率、昇給率、社会保険料の増加率等を一切考慮する必要はないという認識で良いか、②また指定管理期間中の人件費の積算は、人員の増減を除き積算額は同額という認識で良いか。	①賃金・物価水準の高騰等に伴う将来の変動については、織り込まないで積算をしてください。 ②御認識のとおりです。
5	共通	募集要項 P9	法人番号申出書兼埼玉県税の納税状況等の確認に関する同意書(様式5-1)に市町村税の納税証明書を提出するように記載がありますが、募集要項P9の(2)申請の方法のア.提出書類の7.法人番号申出書兼埼玉県税の納税状況等の確認に関する同意書(様式5-1)には、市町村税の納税証明書についての記載がない。市町村税の納税証明書は取得する必要があるのかご教示ください。また、取得する場合はどのような納税証明書が必要なのか、どこの市町村の納税証明書が必要なのでしょう。	市町村税の納税証明書は取得する必要はありません。(様式5-1の「市町村税」の記載については、削除いたします)
6	共通	募集要項 P10	No17 県営公園の管理運営に関する事業計画書 (5)施設運営の安定性(様式7-7)イ及び(11)本店又は主たる事務所の所在地については、事業計画書内に項目の表記は必要か、あるいは別書類で確認することから省略は可能か	別書類で確認することから省略は可能です。
7	共通	募集要項 P11	No7、8、14の書類は郵送で提出とあるが、提出期限はいつまでか、ウの受付期間でよい。	ウの受付期間（令和8年8月24日（月）9時00分から令和8年8月31日（月）16時00分まで）に必着で提出をお願いします。
8	共通	募集要項 P17	別表(1)一次審査の評定項目と評点、一次審査(書類審査)で施設供用日、供用時間等の項目数について、上回っている項目と下回っている項目は、施設ごとに判断するということで良いか。また供用日、供用時間は別々の項目としてみなして構わないか。(例えば、集会室の供用日が増、供用時間が減という場合は、差引きで0項目になるのか。)また、通年ではなく、時季限定で供用時間を延ばした場合であっても、上回っている項目としてみなすことができるのか。	・上回っている項目と下回っている項目は、施設ごとに判断します。 ・供用日と供用時間は別々の項目としてみなします。 ・時季限定で供用時間を延ばした場合でも上回っている項目としてみなします。
9	共通	募集要項 P17～18	別表(1) 一次審査の評定項目と評点について、埼玉県内に本店又は主たる事務所のある団体への加算では、別表(3)に該当する場合とあるが、別表(3)では県内に本店を有する場合5点とある。主たる事務所がある場合は加算はないという認識でよろしいか。	主たる事務所がある場合は加算となります。 (別表(3)の「本店」を「本店又は主たる事務所」に修正いたします。)
10	上尾運動公園	現況調書(上尾運動公園)	別紙4上尾運動公園管理費内訳及び収入実績において、県職員の人件費の概算金額が記載されている。この金額は今回の指定管理応募時に委託料収入及び人件費にそれぞれ計上すればよいのか。	御認識のとおりです。
11	上尾運動公園	特記仕様書(上尾運動公園)	4 植物管理業務について、今後「樹木管理計画」を策定し適正な維持管理を行っていく予定であるとするが、策定の時期はいつ頃か。今回の指定管理期間は令和9年度から10年度と2年間であるが、指定管理開始までには策定されるのか。また、今回指定管理者が提出する応募内容を超えた樹木管理計画であった場合、必要経費として指定管理委託料の増額要望が可能か。	県では樹木の定期点検・診断を令和8年度からの5年間で重点的に実施する方針としています。その結果については、各公園の指定管理者へ提供します。樹木管理計画の策定期間については未定です。 指定管理者と県の作業区分については、埼玉県営公園指定管理者募集要項内の業務仕様書(案)に記載のとおり、100万円以下の対策については指定管理者の費用負担区分としており、これによりがたい場合は個別に協議します。

埼玉県営公園指定管理者募集要項に関する質問に対する回答

項番	対象公園	質問項目	質問内容	回答
12	上尾運動公園	特記仕様書(上尾運動公園)	14 駐車場の管理について、上尾運動公園の旧水泳場駐車場内に武道館およびアイスアリーナが設置されており、旧水泳場側の駐車場は同施設の利用者による利用も多いと見込まれます。大規模試合開催時の渋滞対策(警備員の配置、駐車場の借り上げ等)に係る費用について、公園スタジアム課に以下2点を伺います。 ①公園スタジアム課からスポーツ振興課を通じて、武道館・アイスアリーナの各施設に対し、渋滞対策に要する費用(警備員配置・駐車場借り上げ等)を各施設に負担していただくよう求めることは可能でしょうか。 ②上記が可能な場合、大規模試合の利用調整会議に先立ち、公スタ課・スポーツ振興課から、各施設と対策内容及び費用負担等について事前に協議していただくことは可能でしょうか。	①②スポーツ振興課をとおりて、武道館・アイスアリーナの各施設に対し要望等を伝えることは可能です。
13	上尾運動公園	特記仕様書(上尾運動公園)	14 駐車場の管理について、県立武道館やアイスアリーナでのイベントがある場合、主催者への指導は、それぞれの施設の指定管理者が行うものとする。公園の指定管理者は公園で開催されるイベントにおいてのみ指導するという認識でよろしいか。	公園東側の駐車場は上尾運動公園の公園施設であるので、公園の指定管理者が管理運営を行う責任があります。他方、県立武道館やアイスアリーナでのイベント利用者が多くを占める場合に、主催者への指導をそれぞれの施設の管理者が行うよう、上記12と合わせて伝えることは可能です。
14	上尾運動公園	特記仕様書(上尾運動公園)	15 旧プール区域の管理と警備等について、草木について適切な管理を行うこととあるが、別紙3-2現状管理業務一覧には具体的な内容の記載がない。県、指定管理者との明確な管理区分及び具体的な管理方法等の仕様をご教示ください。	・県、指定管理者との管理区分については、別紙2「施設の新築、増改築及び修繕等の実施及び費用負担区分(案)」になります。 ・具体的な管理方法等の仕様については、旧プール区域については、安全管理のため外周をフェンスで囲い公園利用者は中に立ち入れない状況となっています。他方、その外周部分は公園の園路や駐車場等と接しているため、他の県営公園と同様、公園利用者の妨げや危険が生じないよう、現状を踏まえて、侵入防止等の警備や、フェンス・草木等の維持管理を適切に行っていただきたいと考えています。
15	上尾運動公園	特記仕様書(上尾運動公園)	17 県が行う大規模工事について、県が行う工事について随時協議に応じることとあるが、工事期間中、施設の利用が制限される、又は施設の利用休止が生じた場合、本来利用される見込み分の収入等についての補償は行ってもらえるのか。	公募時に想定していない県工事によって有料施設が休止等となった場合、収入見込み分の補償について県と指定管理者で協議することは可能です。
16	上尾運動公園	特記仕様書(上尾運動公園)	17 県が行う大規模工事について、②体育館の改修工事が予定されているとある。具体的な工事の内容についてご教示いただきたい。	埼玉県公園施設長寿命化計画に基づき、トイレの改修工事を実施しています。今後、未改修箇所のトイレの改修工事を予定しています。
17	上尾運動公園	特記仕様書(上尾運動公園)	18 暑熱対策について、空調設備がないことから暑熱対策を実施することとあるが、例えば必要な機器のレンタル費用などを指定管理委託料に計上することは可能か。併せて、冬場の寒冷対策についても何らかの対応は必要か。	・提案者が必要と判断したサービス提供のための費用などを指定管理業務の収支に計上いただくことは可能です。 ・冬場の寒冷対策については、特段求めてはいませんが、提案者が必要と判断し対応を提案いただくことは可能です。
18	上尾運動公園	特記仕様書(上尾運動公園)	別添1の「有資格者の選任等一覧」にある有資格者の配置は、公園勤務職員が有資格である必要があるのか、又は委託業者でも構わないのか。	・直営・委託の別は問いませんが、各関係法令を遵守する体制をお願いします。
19	羽生水郷公園	現況調書(羽生水郷公園)	別紙4羽生水郷公園管理費内訳及び収入実績において、県職員の人件費の概算金額が記載されている。この金額は今回の指定管理応募時に委託料収入及び人件費にそれぞれ計上すればよいのか。	御認識のとおりです。
20	羽生水郷公園	特記仕様書(羽生水郷公園)	4 植物管理業務について、今後「樹木管理計画」を策定し適正な維持管理を行っていく予定であるとするが、策定の時期はいつ頃か。また、今回指定管理者が提出する応募内容を超えた樹木管理計画であった場合、必要経費として指定管理委託料の増額要望が可能か。	県では樹木の定期点検・診断を令和8年度からの5年間で重点的に実施する方針としています。その結果については、各公園の指定管理者へ提供します。樹木管理計画の策定期間については未定です。 指定管理者と県の作業区分については、埼玉県営公園指定管理者募集要項内の業務仕様書(案)に記載のとおり、100万円以下の対策については指定管理者の費用負担区分としており、これによりがたい場合は個別に協議します。
21	共通	指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き	P4 3スライド上原額等の算出 (2) スライド制度対象経費の申請及び基準額の通知において、留意点として②「スライド制度対象経費計算書」には、各数値の積算根拠を示した資料を添付することとある。一方で、募集要項には、スライド制度対象経費計算書(様式1)の提出のみであり、積算根拠を示した資料の提出については書かれていない。この資料は指定管理応募時に提出が必須なのか。あるいは、指定管理の候補者として選定されてからの提出でも構わないのか。	スライド制度対象経費計算書の添付資料として、積算根拠についても指定管理応募時に提出してください。
22	共通	指定管理者制度におけるスライド制度運用の手引き	積算根拠資料の提出において、人件費の添付資料の例として複数例示されている。いずれも氏名等個人情報が多く記載されているものである。①個人情報に該当する部分は、黒塗り等を行った提出で構わないか。②例示されている資料はかなりの量だが全て提出する必要があるのか。③原本の写しを提出とあるが、原本証明は必要なのか。	①問題ありません。 ②積算根拠として必要と判断されるものは提出いただく必要があります。 ③原本証明は不要です。
23	春日部夢の森公園	春日部夢の森公園の「森づくり協議会」について	「森づくり協議会」の議事録は、公開されていますか。	公開しておりません。
24	春日部夢の森公園	現況調書 4 職員体制 (2) 勤務体制	現況調書等に示されている勤務時間及び配置人数について、公園機能や利用者サービスを低下させない範囲において、事業者の創意工夫(業務効率化やDX導入等)による見直しや再配置の提案を行うことは可能でしょうか。	可能です。

埼玉県営公園指定管理者募集要項に関する質問に対する回答

項番	対象公園	質問項目	質問内容	回答
25	春日部夢の森公園	植樹計画書 ③ 植樹の密度管理及び各植生区分を構成する植物について	樹木管理における間伐方針について、7年以上経過しているという植樹は、数化が進んでいるように見られます。森づくり活動ルールブックでは、5年後から間伐を行うことになっていますが、実際に間伐や枝打ち、下草刈りなどの管理は行われたでしょうか。これまでの実施状況および指定期間中（または今後の見通し）における実施計画・スケジュール等の指定があればご教示ください。	・令和元年度、2年度に植樹をして5年経過したエリアについては、1回目の間伐や枝打ちをしています。今後、樹木の成長をモニタリングしながら、追加の間伐を計画します。（時期は未定） ・下草刈りについては、すべての植樹済みエリアで実施しています。
26	春日部夢の森公園	別紙10 利用料金等の設定 (2) 自主事業	休憩所内に設置されているキッズスペースについて、現在の指定管理者の自主事業一覧に記載がございませんが、当該スペースおよび関連備品は県が設置・所有されているものでしょうか。	キッズスペース及び当該スペース関連備品は、指定管理者が設置・所有しているものです。
27	春日部夢の森公園	別紙11 県営公園利用者アンケート集計結果	ご提示いただいている「春日部夢の森公園利用者アンケート結果（令和8年6月1日～6月19日Web集計）」とは別に、現指定管理者が定期的に実施している利用者アンケート調査結果や要望等のデータがございましたら、開示いただくことは可能でしょうか。	令和7年度アンケートにおける主な要望は以下のとおりです。 遊具設置、日陰の増加、ペット対策（ドッグラン設置、糞の残置対策）、キッチンカー出店増加、駐車場増設
28	春日部夢の森公園	別紙9 貸与可能備品一覧	15 ピアノについて調律や定期点検等の業務は指定管理者の維持管理業務の範囲に含まれるでしょうか。	含まれます。
29	春日部夢の森公園	募集要項 5 申請の手続き (2) 申請の方法 ア 提出書類	提出方法ですが、直接ご持参して提出することは可能でしょうか。また、紙提出が必要な書類はNo.7・No.8・No.14であり、それ以外の書類は電子データで提出するという認識でよろしいでしょうか。	・申請書類は募集要項に記載のとおり、県で用いているファイル送受信システムを使用し、提出してください（郵送での提出が必要な書類は郵送で提出してください。）。 ・紙提出が必要な書類及びそれ以外の書類の電子データでの提出に関しては、御認識のとおりです。
30	春日部夢の森公園	現況調査 5 管理実態 (4) 施設運営電力等契約状況	現在の電力供給元（東京電力エナジーパートナー、または新電力/PPS事業者等）をご教示いただけますでしょうか。また、指定管理者の自主的な環境配慮取組（再生可能エネルギー電力の導入等）の一環として、指定管理期間中に電力供給事業者の変更（契約切替）を行うことは可能でしょうか。	PPS事業者からの電力供給を受けております。 また、指定管理期間中に電力供給事業者の変更（契約切替）を行うことは可能です。
31	春日部夢の森公園	別紙3 春日部夢の森公園 現状管理業務一覧	池の水質検査業務について記載されておりましたが、実施していないという認識で差し支えないでしょうか。もし実施している場合は、検査結果を開示いただくことは可能でしょうか。	簡易検査を実施しています。 令和7年度：2回実施。 pH：8～9、DO：7以上、COD：10～13
32	春日部夢の森公園	募集要項 5 申請の手続き (2) 申請の方法 ア 提出書類 No17 (2) ア	キャッシュレス対応等のDX推進による利便性向上について事業計画への記載を求められていますが、現指定管理者が導入しているキャッシュレス決済手法についてご教示ください。	キャッシュレス決済を導入しており、交通系IC、クレジットカード、QRコード決済等の使用が可能です。